次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく独立行政法人農畜産業振興機構行動計画

独立行政法人農畜産業振興機構は次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的とした次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）及び女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的とした女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づき、職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい環境の整備並びに女性が就業を継続し、活躍できる雇用環境の整備に取り組むため、次のとおり行動計画を策定する。

１．行動計画期間　令和７年４月１日～令和９年３月３１日までの２年間
２．内容

Ⅰ　仕事と育児の両立等を支援するための雇用環境の整備

目標１：計画期間内に男性職員の育児休業の取得率を30%以上にする。

＜対策＞

令和７年度～　各種規程等に定められている「職員の出産や育児に関する休暇制度」等をイントラネット等を活用し、職員に周知徹底する。

令和７年度～　管理職は、半年毎の人事評価の面談等の機会を活用し、必要に応じて制度の対象となる職員へ「職員の出産や育児に関する休暇制度」等の説明を行う。

令和７年度～　子どもの出生時等に、男性職員が取得できる子育て・育児参加に関する特別休暇等を該当職員に説明し取得促進を図る。

目標２：年次有給休暇取得率60%超を維持する。

＜対策＞

令和７年度～　年次有給休暇等について、取得状況を把握しつつ、取得促進を図る。

令和７年度～　管理職は、年次有給休暇を取得しやすいような環境づくりに努める。

Ⅱ　働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標３：一月あたりの平均残業時間を20時間以内とする。

＜対策＞

令和７年度～　毎週水曜日、金曜日及び給与支給日にノー残業デーを設けるとともに、第３水曜日を完全ノー残業デーとして定時退室を徹底する。

令和７年度～　各役職員が超過勤務縮減の意識を高めるとともに、管理職は自ら積極的に定時退出を促し、その徹底に努める。

令和７年度～　管理職は、日頃から残業予定者の業務内容と退社予定時間を確認し、計画的に業務を行うよう指導するなど、残業をしないような職場の環境づくりに努める。

Ⅲ　女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

目標４：課長級以上の管理職に占める女性労働者の割合を18%以上とする。

＜対策＞

令和７年度～　管理職候補となる女性労働者の育成研修を行う。

令和７年度～　女性労働者の配置拡大と多様な職務経験の付与を継続する。

【備考】

目標１・３

次世代育成推進法 に基づく。

目標２・４

女性活躍推進法 に基づく